

相原病院 訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 介護保険法による指定居宅事業者として、要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定予防介護訪問リハビリテーションを提供するため必要な事項を定める。

(運営の方針)

第2条

- 一 指定介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては主治医の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるよう支援するものとする。
- 二 指定介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、対象者の「心身機能」、「活動」、「参加」等の生活機能の維持・向上を図るものとする。
- 三 指定介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保険、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定介護予防訪問リハビリテーションを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

- (1) 名 称 医療法人財団 明理会 相原病院
- (2) 所在地 神奈川県相模原市緑区相原 5-12-5

(職員の職種、人員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人員数及び職務内容次のとおりとする。

従業者の職種	専従者人数	非専従者人数	備考
管理 者		1名	病院長
理学療法士		4名	非専従者病院兼務
作業療法士		0名	
ソーシャルワーカー		1名	病院兼務
事務員		1名	医事課兼務

(営業日、営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜・日曜・祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時00分から午後5時00分までとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定介護予防訪問リハビリテーションの内容は、対象者がその居宅において可能な限り自立した生活を営むことができるよう、医師の指示のもと対象者の「心身機能」、「活動」、「参加」等の生活機能の維持または向上を目指すリハビリテーションを実施するものとする。

(緊急時における対応方法)

第7条

- 一 緊急時の対応方法については、あらかじめ主治医、利用者と指定介護予防訪問リハビリテーション事業所間で確認をするものとする。
- 二 理学療法士、作業療法士等は、指定介護予防訪問リハビリテーション実施中に利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じたときは、速やかに

- 主治医に連絡し、適切な処置を講じるものとする。
- 三 理学療法士、作業療法士等は、前項についてしきるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第8条

- 一 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供了場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもとし、当該指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときはその1割とする。
- 二 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。
- 三 指定介護予防訪問リハビリテーションの開始に際しては、あらかじめ利用者またはその家族等に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションの内容及び利用料について記した文章を交付し、理解を得るものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域)

第9条 指定介護予防訪問リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

事業の実施地域	相模原市緑区（東橋本、橋本、大山町、元橋本町、西橋本、橋本台、下九沢、相原、二本松、上九沢、大島、町屋、原宿、原宿南、川尻、広田、久保沢、向原、若葉台、谷ヶ原（川尻・大島・小倉・城山の一部）
---------	---

(虐待防止に関する事項)

第10条

- 一 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第11条

- 一 職員は業務上知り得た秘密を保持する。職員でなくなった後においても同様とする。
- 二 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情・相談に迅速かつ適切に対応する。
- 三 当事業所は、社会的使命を十分理解し、職員の資質向上を図るため研究、研修の機会を設けまた、業務体制を整備する。
- 四 この規程に定める事項の他、運営に関する重要な事項は、管理者と開設事業者との協議に基づき定めるものとする。

付則

- この規程は、平成18年6月1日から施行する。
この規程は、平成24年12月1日改定施行する。
この規程は、平成26年4月1日改定施行する。
この規程は、平成26年11月1日改定施行する。
この規程は、平成27年8月1日改定施行する。
この規程は、平成30年12月1日改定施行する。
この規程は、平成31年4月1日改定施行する。
この規程は、令和3年6月1日改定施行する。
この規程は、令和4年10月31日改定施行する。
この規程は、令和4年11月1日改定施行する。
この規程は、令和6年11月1日改訂施行する。
この規程は、令和7年4月1日改訂施行する。